

作成日 2023 年 05 月 19 日
(最終更新日 2023 年 05 月 19 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2023-1-277

課題名 : 脳血管内治療用カテーテルの最適先端形状に関する研究

1. 研究の対象

2000 年以降に東北大学病院ならびに既存試料・情報等の提供のみを行う機関にて脳動脈瘤の診断を受け、造影 CT 検査もしくは脳血管撮影検査を受けられた方。

2. 研究期間

2023 年 06 月 (倫理委員会承認後) ~ 2028 年 03 月 31 日

3. 研究目的

脳血管内治療用カテーテルの最適先端形状を算出する数理モデルを開発します。

4. 研究方法

造影 CT 検査および脳血管撮影検査のデータを計算端末に取り込み、仮想空間上で脳血管および脳動脈瘤とカテーテルを再現します。カテーテルの形状を様々に変化させながら、カテーテルに作用する外力とカテーテルの変位を計算します。最も変位の少ないカテーテルの形状および位置を特定し、そのカテーテル形状を算出する数理モデルを機械学習の手法で作成します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

造影 CT 検査および脳血管撮影検査のデータを使用します。

6. 外部への試料・情報の提供

情報は個人が特定できないよう匿名化し、電子的配信により東北大学へ提供します。対応表は作成しません。

7. 研究組織

研究機関

東北大学 新妻邦泰

既存試料・情報等の提供のみを行う機関

広南病院 坂田洋之

8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、東北大学利益相反マネジメント委員会の承認を得たうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

照会先：

東北大学 大学院医学系研究科 神経外科先端治療開発学分野 助教 園部 真也

連絡先（電話）：022-717-7230 連絡先（E-mail）：shinya.sonobe.d7@tohoku.ac.jp

研究責任者：

東北大学 大学院医学系研究科 神経外科先端治療開発学分野 教授 新妻 邦泰

連絡先（電話）：022-717-7230 連絡先（E-mail）：niizuma@nsg.med.tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合